

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	土壌汚染対策法 の規制緩和	(24秋) 1578	<p>土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査の省略(土壌汚染対策法)</p> <p>◎下記要件を満たす工場敷地については、第4条の規定による届出、調査及び区域指定を免除すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削土砂を工場敷地外に搬出しないこと 工業専用地域で一般人の立入を禁止していること 住居地域への地下水の流出、一般人による飲用のおそれがないこと 有害物質使用特定施設を有し、第3条の規定による調査義務を負っていること 	<p>・「形質変更時要届出区域」内では、掘削等面積10㎡以上又は深さ3m以上であれば、形質変更の着手14日前までに届出が必要となり、重要なインフラの修繕等の場合、企業活動の中断とコスト負担を生じ生じる。</p> <p>・「形質変更時要届出区域」となる、一定規模(3,000㎡)以上の区域の設定に当たっては、「掘削行為を実施する場所に限る」とする一方、「掘削土砂の置き場も同一の区域内になければならない」との指導があり、掘削箇所、残土処理場所、掘削土砂置き場、掘削土砂移動範囲の全てが連続した用地となる必要があるため、届出区域の申請にあたって企業は対応に苦慮している。(現状は、重要なインフラが埋設されていない区域や「形質変更時要届出区域」となった後に形質変更が生じない設計を行っている。)</p>	<p>土壌汚染対策法第4条 (土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査) 第4条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更の着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 軽微な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 三 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>	1回目	環境省	水・大気環境局 土壌環境課	土壌汚染対策法第4条、第12条等	E	—	—	<p>土壌汚染対策法は、適時適切に土壌汚染の状況を把握・管理し、その土壌汚染による人の健康被害を防止する措置を講ずること等により、国民の健康を保護することを目的としている。</p> <p>法第4条第1項及び第2項より、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更に伴い、土壌汚染はその場だけでなく周辺地域に拡散するおそれがある。汚染のおそれがある土地において土地の形質の変更を行う際に適時適切に土壌汚染の状況を把握・管理し、人の健康を保護するという法の趣旨を踏まえ、土壌汚染対策法の届出や調査等を不要とすることは難しい。 形質変更時要届出区域において土地の形質の変更を行う際、地表から一定の深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合(土壌汚染対策法施行規則第50条第1項口)、当該一定の深さより1m浅い深さまでは法第12条の届出対象外となるので活用されたい。 なお、埋設管の破裂等に対応する突発的な工事について、法第12条の届出により工事が滞るといふ実務者打合せでの御指摘があったことから、事例をよく把握した上で、必要があれば、法第12条の円滑な運用に関する検討を行うことも考えられる。
						2回目			E	—	—	<p>土壌汚染対策法第12条1項より、形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに、形質の変更について都道府県知事に届け出なければならないこととされている。</p> <p>土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものであることから、法第12条の手続については、総合特区における規制の特例措置として緩和を行うべき事項ではなく、法の枠組全体の中で慎重に検討すべき事項である。</p> <p>以上の理由から、本作業に係る回答としては「E(対応しない)」とするが、まずは、形質変更時要届出区域内における法第12条の手続に係る各自自治体の対応や運用等について、把握することに努めていく。</p>		

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	土壌汚染対策法 の規制緩和	(24秋) 1578	c	<p>・法第4条の対応については了解。</p> <p>・法第12条の円滑な運用については、実務者打合せの結果を踏まえ、面積要件の緩和について検討を行うこと(「検討を行うことも考えられる」ではなく、検討することを明記するとともに、対応を「E(対応しない)」から「F(各省が今後検討)」に変更すること。)</p>	<p>土対法第4条1項に基づく届出の免除については、対応は困難とのことで環境省より見解が示され、自治体は了解している。</p> <p>なお、実務者打合せにおいて自治体より土対法第12条の届出要件(面積要件)が円滑な企業活動の妨げとなっているとの意見があった。</p> <p>自治体からの問題提起を踏まえ、環境省は、自治体が求める法第12条の円滑な運用に係る措置について見解を示すこと。</p>	
			b	<p>・法第12条の円滑な運用について、実務者打合せの結果を踏まえ、自治体及び関係企業の運用状況等を把握しつつ、面積要件の緩和について検討を行うこと。</p>	<p>実務者打合せにおいて特区側より提案があった「土地の形質の軽微な変更基準である面積要件の緩和(土対法第12条の円滑な運用)」は、土対法第12条の規制が円滑な企業活動の妨げになっているとの現場からの要請に基づくものである。</p> <p>本協議を踏まえ、環境省においては、自治体及び企業における土対法第12条の規制に関する現状及び運用状況等を把握しつつ、特区としての規制緩和措置に限らず、土対法の枠組み全体の中で検討されたい。</p> <p>一旦協議は終了するが、検討の進捗状況や指定自治体からの要請を踏まえ、必要に応じて改めて協議を行うこととする。</p>	iv